

「振り込め詐欺救済法」に関する 連絡受付窓口について

平成 20 年 6 月 21 日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺救済法）」が施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座を凍結して残っている犯罪被害資金を、被害者の方に返還するルールを定めたものです。

被害に遭われた方は、すみやかに警察へ被害届等を提出し、振り込み先の金融機関にご相談ください。振り込み先が当金庫の方は、下記連絡受付窓口にご相談ください。

連絡受付窓口

フリーダイヤル
相談コーナー

0 1 2 0 - 2 6 - 0 5 5 6

<ご利用時間> 平 日 / 9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
ただし、金融機関休業日は除きます

あましの
各お取引店

電話番号は、[店舗案内](#)又は
通帳の表紙裏面をご参照ください。

<ご利用時間> 平 日 / 8 : 4 5 ~ 1 7 : 0 0
ただし、金融機関休業日は除きます

振り込め詐欺等の犯罪被害金支払についての概要

1. 法律の概要について

<振り込め詐欺等の被害に遭われた方のための法律です。>

- ・振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金の支払手続を定めた法律です。

2. 対象となる犯罪利用口座について

<振り込め詐欺等の振り込み先になった預金口座を預金保険機構のホームページで公告します。>

- ・本法令の対象となる「犯罪利用口座」とは、詐欺その他の人の財産を害するいわゆる振り込め詐欺、ヤミ金融等の犯罪行為において、振り込み先となった預金口座のことです。
- ・対象となる具体的な犯罪利用口座は、「預金保険機構」からインターネットを利用して順次公告されます。預金残高を含めた口座情報をご確認ください。
- ・当金庫のホームページでは、預金保険機構のホームページ（公告関係のトップページ）へのリンクを設定しておりますので、ご活用ください。

預金保険機構ホームページ

URL : <http://furikomesagi.dic.go.jp/>

支払額について

<支払額は、口座残高や被害に遭われた方の数等に応じて変わります。>

- ① 被害者の方がおひとり、かつ対象の犯罪利用口座にお振り込みされた総額が当該口座に滞留している場合、被害金は全額払われる予定です。
- ② 犯罪利用口座に滞留している残高が被害金の総額より少ない場合、金融機関は口座残高を超えて被害金の支払いを行うものではありません。またこのうち、被害者が複数の場合には、被害者間で振込金額に応じ按分することとなります。このような場合など、被害金全額の支払ができない場合がありますのでご了承ください。
- ③ なお、犯罪利用口座の残高が 1,000 円未満の場合は、本法令による支払手続の対象とはなりません。

3. 被害金の支払手続について

<支払手続は、90日以上かかります。>

- ① 犯罪利用口座について、残高に対する口座名義人の権利を失わせる手続が行われます。（預金等債権の消滅のための公告）
- ② 権利が失われた犯罪利用口座について、被害者に対する被害金支払の手続が行われます。（分配金支払のための公告）
- ③ ①に 60 日以上、②に 30 日以上以上の申し出期間が設けられます。したがって、支払手続までには、少なくとも 90 日以上に対応の期間を要することとなりますので、ご了承ください。

4. 被害金支払の申し出について

<振り込み先の金融機関へ、「申請書」「本人確認書類」「振り込みの事実を確認できる資料」をお持ちください。>

- ・申請窓口は、振り込み先の金融機関となります。このため、対象となる犯罪利用口座の公告内容をご確認のうえ、振り込み先の金融機関へ申し出てください。
- ・被害に遭われた方は、お早め、お名前、ご連絡先などを振り込み先の金融機関へご連絡ください。預金保険機構による公告前でも、支払が受けられる場合などは、順次手続等についてご連絡させていただくことがあります。
- ・手続の際には、申請書・本人確認書類・振り込みの事実を確認できる資料が必要となります。（具体的な手続は、振り込み先の金融機関へお問い合わせください。）振り込み先が当金庫の方は、上記連絡窓口にお問い合わせください。
- ・なお、申し出いただいた場合でも、被害金の支払対象とならない場合がありますので、ご了承ください。